

令和2年第2回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和2年2月21日（金） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（8名）

1番	坂元	勝志	2番	坂元	兼一
3番	田畑	和成	4番	豊増	文夫
			6番	南原	奈美子
7番	赤崎	敬一郎			
9番	栗牧	伸一	10番	池山	準一

出席推進委員（20名）

11番	下市	博彰	12番	甫立	浩二			
14番	山崎	博文	15番	久保	菌正昭	16番	柿園	藤男
17番	帖佐	達郎	18番	三腰	修一	19番	竹井	好博
20番	長野	壯二	21番	濱田	誠	22番	徳留	伸一
23番	下屋敷	正	24番	野元	秀一			
26番	堀之内	睦	27番	上屋敷	守	28番	大迫	勝哉
29番	竹之内	重則				31番	松尾	秀樹
						34番	坂元	智一
35番	黒瀬	陸朗						

職員（6名）

事務局長	岩下	純一
局長補佐兼農地係長	松山	明浩
農地係主査	下大迫	誠
農地係主査	福留	章乃
農業振興係	竹内	くるみ
農地中間管理事業推進員	外川内	勉

4 欠席農業委員（2名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について（7件）
- (2) 議案第2号 農地法第4条申請について（2件）
- (2) 議案第3号 農地法第5条申請について（2件）
- (3) 議案第4号 農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について（1件）
- (4) その他

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和2年第2回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございます。本日の出席人員の報告をさせていただきます。
出席人員につきましては、10名中8名の出席で定足数に達しております
ので、総会は成立しております。また、推進委員25名中20名の出席を
いただいています。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。
9番 栗牧伸一委員、1番 坂元勝志委員をお願いいたします。

次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

　　　　　　　(なしの声あり)

意見が無いようですので、会務報告を終わります。

次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたしま
す。
事務局より説明をお願いします。

事務局
　(下大迫) 　　「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明
農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たして
いると判断し提案いたします。

議長 　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結
果並びに補足説明をお願いします。

12番委員 　　2-1番について説明いたします。申請地は数年前から受人の●●さん
が耕作をされていましたが、今回賃貸借の申請を次の2-2番と合わせて
申請されたものであります。現地は県営農地開発甫立原地区の受益地で進
入路、排水路もすでに完備されておりまして一筆として換地をされていま
して特に問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いいたします。

14番委員 　　2-2番について説明いたします。現地はファミリーマート田原店のす
ぐ近くになります。進入路や境界もしっかりしており問題はないと思われ
ます。よろしくご審議ください。

15番委員 　　2-2番の残り1筆について説明いたします。渡人の●●さんは薩摩川
内市に居住されており今後、佐志まで来て耕作する意思はないことから受
人の●●さんを買ってもらえないかという相談があり買うことにされたよ

うです。受人の●●さんは露地野菜やワサビ等を栽培されております。申請地は進入路、用水路等は整っている状況でございます。また、境界もしっかりしております。ご審議方よろしくお願いたします。

事務局

2-3番について説明いたします。きっかけは別のところで農地につながる進入路の件で受人が行った所、そこも譲るけれども今回の申請地も買っていたきたいという申し出があり売買契約が成立したようです。進入路や境界等もしっかりして特に問題はないということで、●●委員から報告がありました。以上です。

17番委員

2-4番について説明いたします。渡人と受人は親子でありまして親子間の贈与であります。申請地は今から20年前くらいに構造改善された農地でありまして、申請地を含みまして1枚の田になっていますが、所有者が別の方で、将来この方へ名義変更をされると聞いています。ご審議方よろしくお願いたします。

29番委員

2-5番について説明いたします。受人の●●さんが20年くらい渡人の●●さんの農地を借りて耕作しておられましたところ渡人からそろそろ買っていただけないかという申し出があったそうです。受人の●●さんは高齢でもありますが、しかたがないので買う契約をされたようです。特に進入路等についても問題はありませんでした。

次に、2-6番についてですが、渡人の●●さんと受人の●●さんは親子であります。今回、農地について娘に譲りたいということでございます。娘さんも快く引き受けられたという話でした。

20番委員

2-7番について説明いたします。譲渡人の●●さんはご高齢で耕作できないことから受人の●●さんに買っていただけないかという話があり売買が成立したようであります。現地は進入路、境界問題はないことを確認いたしました。よろしくお願いたします。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の2-1番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第4条許可申請について」の2-1番について説明

(松山) 議長	申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。
16番委員	2-1番について説明いたします。申請地は6ページの地図をご覧ください。さつま町と薩摩川内市との境界付近になります。周辺は山林となっています。この豚舎は令和元年にすでに完成しておりまして、育成豚舎として利用されておりました。無許可の建築となるようです。ご審議方よろしくをお願いいたします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。
事務局 (松山) 議長	農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。 (なしの声あり)
	意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の2-1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の2-1番について、許可することに決定いたします。 なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。
	次に、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の2-2番についてを議題といたします。 なお、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」についても関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (松山)	議案第2号「農地法第4条許可申請について」の2-2番について説明(関連部分の議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」について説明) 申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

- 2 6 番委員 2—2 番について説明いたします。この申請地は昨年 8 月に売買の申請があり許可され申請人が取得された農地であります。●●畜産は生産牛，肥育牛を含め 1，000 頭以上飼育されておられます。現在の牛舎では手狭で事故等も発生していることから増築される計画であります。申請地の南側には現在堆肥舎があり，東側と北側は山林で，西側は●●畜産が飼料畑として借りておられる農地であります。進入路，境界につきましても問題はありませんでした。また，汚水は現堆肥舎へ流すことから問題はないと考えます。以上です。
- 議長 次に，農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明
（松山）
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして，ご意見，ご質問はありませんか。
- 2 4 番委員 今回の畜舎の建築については何も言えませんが，建築について事前に近隣の方々へ説明をしてくださいと現地調査の際に立会人をお願いしましたが説明がなされていないようです。具体的に申しますと現状で畜舎からの匂いがきつくて大変困っておられる方がおられるようです。すでに，この件は役場に報告されているようで，最近畜舎に簡易に高さ 2 メートルほどのビニールシートが設置されていますが，近隣の方は家の窓も開けられない，洗濯物も外に干せない，また，家の中を換気しないと家の中が臭いという苦情がありました。近隣の方からは，農業委員会はなぜこれらを解決しないのに許可するのかということがありました。これについては，どうしても申請に間違いがない場合は許可することになりますと回答していますが，今後このような場合はどのように指導されていかれるのか伺います。
- 議長 現地調査に行かれた方に伺いますが，実際の調査の際にはどのような話がありましたか。
- 2 4 番委員 立会人には地元の方には説明をするように話しました。わかりましたという返事は良かったですが，実際●●畜産さんに言われたのか，言われたけど●●畜産さんが説明されなかったのかはわかりません。
- 議長 この件に関しまして事務局は情報を得ていませんか。
- 事務局 畜産係に苦情があり係が出向いて状況を聞いたということです。その後苦情内容を●●畜産さんに伝えた事によりビニールシートが設置されたようです。事務局が転用申請を受けた際に，現地調査の中で近隣の方々へ説明や確認をするよう指導し，その場ではわかりましたという返事がありますが，実際は苦情がきてから動かれる例が多々見受けられます。事務局としましては現状では転用申請の中の被害防除に関する誓約書に基づき被害の報告があった際に申請者に対応や改善をお願いというか指導していくことしかないのかなと考えます。
- 議長 牛の多頭飼育をされておられる場合は，今回のような問題は当然予想さ

れることから、事前に対策を検討する必要があると思われます。

24番委員 牛舎建築を否定するものではなく、事前に近隣の方々へ説明、了解を得られればいいと思いますが、それがなされないことから苦情があったものと思います。

議長 今後は転用申請される方には、近隣の方に十分説明し、了解を得るようお願いする。また、●●畜産さんには今回出された意見を伝えていくということではいかがでしょうか。

24番委員 それでいいです。

議長 繰り返しになりますが、現地調査の際には、事前説明をされたか、了解を得られたかのかについて確認をされてください。

3番委員 先程のありました24番委員の意見に対する結論は出ていないようです。提案ですが、今後は周りの人から承諾書を取るようにして頂きたい。そうすることで地元との問題というか苦情が起りにくいと思います。

事務局 3番委員の意見はそのとおりだと感じていますが、しかしながら、委員もご存じのように転用申請において承諾書を添付するようにはなっていないところでもあります。これを代用するよう被害防除に関する誓約書があることから、今後は、事前に説明や理解を得ておくよう指導してまいります。ただし、周りの方が反対というような案件でも被害防除に関する誓約書があれば許可することになります。県では、当然、周りの同意を得て転用申請されるものと解釈しているとのことでした。

議長 承諾書が無理なようですので、申請者には、お願いになりますが事前に周りの方々に説明、承諾を得るよう指導をお願いします。

事務局 現在も行っていますが、転用申請の際に地元への説明や承諾の有無などを聞き行われていない場合には、承諾を任意でいいので得るようにお願いしてまいります。

7番委員 関連しまして、先程許可されました●●さんについては、今問題となっているような苦情はなかったのでしょうか。

16番委員 申請地の場所の説明の際にも申しましたが、申請地は山の中でかつ町境ということから苦情は聞いておりません。

7番委員 分かりました。

議長 他にございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の2—2番について用途区分変更を条件として許可

することに賛成の方と議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請」の1についても承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の2-2番について、用途区分変更を条件として許可することに決定いたします。

また、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請」の1についても承認することを決定いたします。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2-1番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (松山) 議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2-1番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いします。

事務局 担当推進委員の2名の方が欠席でございますので、事務局が2-1番について説明いたします。申請地につきましては、鶴田支所の南西約500m以内に位置しています。耕作はされていませんでした。境界はしっかりしており、また、排水路も確認できたことから問題はないと考えているところでございます。以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 (松山) 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2-1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2

ー1番については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2ー2番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2ー2番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

11番委員

2ー2番について説明いたします。渡人の●●さんと受人の●●さんは親子であり、現在同居をされておられます。娘であります●●さんが同じ敷地内に家を新築するのにあたり、建築基準法の規定により同じ敷地内に2棟以上の家を建築する場合には進入路が4m以上必要ということで、現在使用されている道路が3m程度しかないことから道路幅を広げ住宅を新築しようとするものです。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
(松山)

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2ー2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2ー2番について、許可することに決定いたします。

次に、「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはあります。その他で事務局より事務連絡はありますか。

事務局

別紙資料について

- ・令和2年度農作業標準賃金と水準小作料について
- ・下限面積（別段の面積）の設定について
- ・鶴田地区非農地通知の現在までの処理状況について
- ・総会，現地調査等の日程について（お知らせ）4月～7月

議長

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

（なしの声あり）

事務局長

それでは、以上をもちまして、令和2年第2回総会の全てを終了いたします。ご協力，ありがとうございました。

以上で総会を終了いたします。

全員ご起立ください。一同礼，お疲れさまでした。

以上，会議の顛末を記載し，相違のないことを署名する

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____